

こうぎん News Release

平成29年8月14日
株式会社 高知銀行
高知県警察本部

各位

キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について ～振り込め詐欺(還付金等詐欺)被害の未然防止に向けて～

高知銀行(頭取 森下勝彦)は、高知県警察本部(以下「高知県警」という。)からの特殊詐欺被害の未然防止への取組要請を踏まえ、キャッシュカードによるATM振込につきまして、8月14日から一部のお客さまのお取引を下記のとおり制限させていただきます。

高知県をはじめ、全国的に「振り込め詐欺被害」が多発するなか、昨今は犯罪グループがATM操作に不慣れた預金者(特に高齢者)をコンビニや無人のATMに誘導して多額の資金を振り込ませる詐欺被害が数多く発生しています。

高知県警によると、昨年における特殊詐欺に占める高齢者(70歳以上)の被害は、件数で約66%、被害額では約85%であったことから、同年齢の方々を中心に様々な啓発活動を実施してきました。しかし、詐欺グループの手口は巧妙化しており、今後更に被害が拡大することが懸念されています。

当行は、これまでも地元警察や関係当局と連携して、金融犯罪の防止活動に取り組んでまいりました。このたびの高知県警との連携による県内初となる取り組みは、巧妙化する詐欺グループからお客さまの大切なご預金をお守りすることを目的としておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象となるお客さま	過去1年間に、当行のキャッシュカードによるATM振込のご利用実績がない70歳以上のお客さま
ご利用できなくなるお取引	当行のキャッシュカードを使用するATMでの振込 ※お預け入れやお引き出し等のお取引は、これまでと同様にご利用いただけます。
ご利用制限を開始する日	平成29年8月14日(月)より
その他	ご利用制限の対象となるお客さまが、キャッシュカードによるATM振込をご希望される場合は、お取引店またはお近くのご当行本支店窓口にお問い合わせいただくようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

高知銀行 お客さま相談室 TEL088-871-1187
高知県警察本部 生活安全企画課 TEL088-826-0110